

## 第29回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 平成31年4月10日  
場 所 藤原庁舎 第1会議室

### 委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	出	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	出	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開 会 時 刻 午前 9時00分  
閉 会 時 刻 午前 9時50分  
配 布 物

<p>1 開会の辞 会長 (伊藤和雄)</p>	<p>ただいまから、第29回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の出席者は14名です。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長 (伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、第29回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長 (伊藤和雄)</p>	<p>それでは、開催させていただきたいと思います。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第29回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に3番議席 伊藤委員、4番議席 長崎委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2,3,4) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、日程第3 報告第50号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第4 報告第</p>

<p>事務局</p>	<p>51号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>報告第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、45件、55筆、総面積66,283㎡であることを報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第50号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の3法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第51号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」次のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。平成31年4月10日提出 農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規定」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法</p>

		<p>でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>が所有する下笠田<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の2筆、232㎡の畑を駐車場へ転用する届出です。届出書には問題が生じた場合は自己の責任で解決するとされております。受理した届出書については議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
	議長	<p>報告第49号については、貸借権の合意解約による通知を受けたもの、報告第50号につきましては、農地所有適格法人の届出があった法人についてのもの、報告第51号につきましては、市街化区域内での届出です。</p>
	議長	<p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第5)	議長	<p>続きまして、日程第5 議案第159号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案第159号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がありますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。いなべ市では年2回4月と10月に計画を審議しています。なお、772番案件につきましては、農地中間管理事業にともなう農地利用集積計画の決定ですので、随時審議しています。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>総件数 772件、1,291筆、面積計1,794,381.64㎡となっております。</p> <p>内訳といたしましては、使用貸借481件、809筆</p>



議長	<p>挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>4番 [ ] の同居の親族、 [ ] の案件236～249番、323番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>5番 [ ] が代表を務める [ ] の案件184～206番、316、317番、489番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>7番 [ ] の案件10～18番、161番、165、166番、169番、209番、348番、770、771番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>8番 [ ] の案件135～138番、501～527番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>9番 [ ] が代表を務める [ ] の案件357～378番、415番について採決をします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p>

		た。
	議長	10番 [ ] の案件250～268番、301番について採決をします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	議長	挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。
	議長	13番 [ ] の案件448番、476番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	議長	挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。
	議長	それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	議長	挙手全員であります。よって本議案は全て原案どおり決定されました。
(日程第6)	議長	続きまして、日程第6 議案第160号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第160号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。 今回の申請は、5件 7筆、総面積4,824㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <52番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。 譲受人である北勢町東村の [ ] が、桑名市の [ ] の所有する議案書に記載の1筆、189㎡を売買により譲り受ける申請です。

	<p>&lt; 5 3 番案件 &gt; の申請地は、藤原町下相場地内の田です。 譲受人である藤原町川合の [ ] が、藤原町川合の [ ] の所有する議案書に記載の 1 筆、2, 0 0 0 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt; 5 4 番案件 &gt; の申請地は、員弁町笠田新田地内の畑です。 譲受人である員弁町笠田新田の [ ] が、名古屋市の [ ] の所有する議案書に記載の 2 筆、6 7 4 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt; 5 5 番案件 &gt; の申請地は、北勢町治田外面地内の田です。 譲受人である北勢町中山の [ ] が、四日市市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、7 7 5 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt; 5 6 番案件 &gt; の申請地は、大安町南金井地内の田と、大井田地内の畑です。 譲受人である大安町梅戸の [ ] が、父である大安町大井田の [ ] の所有する議案書に記載の 2 筆、1, 1 8 6 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。 [ ] の耕作面積が、4 2 7 m<sup>2</sup> となっておりますが、実父である [ ] の耕作面積 7, 6 6 1 m<sup>2</sup> の耕作に従事しているという、農業従事申述書が提出されております。</p> <p>以上 5 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 申請案件について何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第 1 6 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」について採決いたします。 案件について許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。 よって本申請は許可といたします。</p>
(日程第 7)	議長 <p>続きまして、日程第 7 議案第 1 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第161号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会 会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、2件、3筆で3,700㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;14番案件&gt;は、大安町南金井地内の畑です。農地区分は2種農地です。</p> <p>申請人である菰野町の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、3,594㎡の内2,381㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。残りの1,213㎡については、許可済みで太陽光発電施設に転用されております。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は北側河川へ放流します。</p> <p>&lt;15番案件&gt;は、大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は2種農地です。</p> <p>申請人である大安町丹生川久下の[ ]が所有する議案書に記載の2筆、1,319㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、4月3日に副会長が現地調査委員長となり、私と二宮委員が現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長 (藤田義昭)	<p>議案第161号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件分を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>



	<p>議長 特になしですので、議案第161号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>議長 全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第8,9)	<p>議長 続きます。日程第8 議案第162号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第9 議案第163号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 議案第162号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、2件、3筆で総面積1,330㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;66番案件&gt;は、員弁町北金井地内の畑で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大安町石樽東の■■■■が、員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、380㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、西側隣接地については既設コンクリートブロックにて、その他隣接地についてはコンクリートブロックを新設し土砂及び雨水の流出を防止する。取水は上水道、汚水排水及び生活排水は下水道を利用し、雨水については自然浸透です。</p> <p>&lt;67番案件&gt;は、藤原町坂本地内の田です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である藤原町坂本の■■■■が、菰野町の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、950㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は碎石を敷き整地のみ、取水も行わず、雨水は既設南側道路側溝へ放流です。</p>

事務局

続きまして、議案第163号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので意見を求める。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤和雄。

今回の5条貸借権等設定の申請は、5件、13筆で総面積2,406.73㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<42番案件>については、大安町丹生川久下地内の畑と、一部宅地になっておりますので始末書が添付されております。既に宅地になっている部分は4条で、新たに住宅用地に転用したい部分は5条になりますので、4・5条申請です。農地区分は300m以内に丹生川駅がありますので第3種農地です。

4条については、大安町丹生川久下の■■■■が、議案書に記載の現況が宅地になっている3筆、329㎡の一部264㎡を住宅用地に転用したい旨の計画です。

5条貸借権については、使用借人である大安町丹生川久下の■■■■が、大安町丹生川久下の■■■■の所有する議案書に記載の4筆、487㎡を借りて一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。

工事計画は、土地造成は整地のみ、上下水道を利用し、雨水は既設側溝へ放流です。

<43番案件>については、北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は300m以内に、いなべ市役所北勢庁舎がありますので第3種農地です。

使用借人である大安町南金井の■■■■が北勢町阿下喜の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、396㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は整地のみ、上下水道を利用し、雨水は自然浸透です。

<44番案件>については、員弁町北金井と西方になっておりますが、隣接しています。農地区分は第2種農地です。

使用借人である東員町の■■■■が員弁町西方の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、376㎡を借りて、一般個人住宅と公衆用道路へ転用したい旨の計画です。

工事計画は、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止する。上下水道を利用し、雨水は自然浸透です。

	<p>&lt; 4 5 番案件 &gt;については、大安町南金井地内の田です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>賃借人である大安町梅戸の [ ] が [ ] の議案書に記載の 1 筆、1 6 5 m<sup>2</sup>を借りて、住宅敷地へ転用したい旨の計画です。[ ] は、亡くられておりますので、相続人全員での申請ということで、妻の [ ] と子の [ ] が賃貸人となっております。</p> <p>工事計画は、西側に L 型擁壁を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。雨水については、北側道路側溝への放流と自然浸透です。</p> <p>&lt; 4 6 番案件 &gt;については、北勢町東村地内の現況が畑です。農地区分は 3 0 0 m 以内に三岐鉄道伊勢治田駅がありますので第 3 種農地です。</p> <p>使用借人である北勢町東村の [ ] が北勢町東村の [ ] の所有する議案書に記載の 4 筆、9 8 2.7 3 m<sup>2</sup>を借りて、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみで、取水排水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上 5 条所有権移転 2 件と、5 条貸借権等設定 5 件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても、現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長	<p>議案第 1 6 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」2 件及び議案第 1 6 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」5 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第 1 6 2 号「農地法第 5 条の規定に</p>

		<p>よる許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
	議長	<p>続きまして、議案第163号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」について採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第10)	議長	<p>続きまして、日程第10 議案第164号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案第164号「非農地証明願いについて」次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。平成31年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の証明願いは2件、2筆で総面積1,020.61㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;46番案件&gt;の申請地は、北勢町垣内地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は四日市市の■■■■で、昭和20年頃から道路に転用し、その後、山林に利用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;47番案件&gt;の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は■■■■の相続人の一人である大安町鍋坂の■■■■で、昭和50年頃から住宅敷地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上2件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願ひします。</p>

	議長	事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。
	議長	特に何もなければ、これより議案第164号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。
	議長	挙手全員であります。 よって案件については願いどおり証明することに決定いたしました。
5 その他	議長	議事につきましては以上です。 その他に入ります。委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	次回、5月10日(金)開催の農業委員会は、新庁舎シビックコア2階研修室になります 新庁舎での委員会は、毎回会場が変更になりますので、その都度ご確認をお願いします
	議長	今回は4月25日午前9時から現地調査を実施します。副会長と伊藤委員は出席をお願いします。5月10日に委員会となりますのでよろしくお願いします。
6 閉会の宣言	議長	他にないようですので、これをもちまして第29回いなべ市農業委員会を閉会いたします。
		【午前9時50分閉会】

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

いなべ市農業委員会

会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

